

《 83期 年間重点事項 》

1. 2024年度 全社安全衛生目標

- ※目標値
- ・度数率 0.40 以下
 - ・強度率 0.02 以下

2. 重点方針

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
- (2) 高温下での作業に伴う災害防止
- (3) リスクアセスメントの確実な実践と、外国人労働者への教育強化
- (4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成

3. 重点施策

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
 - ① 『開口部ゼロ』対策の実践と指差呼称、音声標識等の標準設置による注意喚起の強化（落下防止設備の先行設置と維持管理の強化）
 - ② 玉掛け作業時の『3・3・3運動』の定着及び吊荷直下の立入禁止の徹底
 - ③ 重機区画と誘導者配置の徹底、作業計画に基づく安全対策の確実な実施
- (2) 高温下での作業に伴う災害防止
 - ① 健康 KY による健康状態の把握と適正配置の実施（空調服着用・体調不良時の報告徹底）
 - ② WBGTに応じた休憩と水分・塩分補給の摂取（熱中症対策の環境整備）
 - ③ 声掛けにより注意力低下に伴う事故・災害の防止
 - ④ 救急車手配に至らないよう、早期に作業をやめさせる。
- (3) リスクアセスメントの確実な実践と、外国人労働者への教育強化
 - ① 安全基本3行動『ひと声かけ、現地 KY、ひとり KY』実践の定着
 - ② 適切な指揮系統（安全衛生責任者・作業主任者・外国人指導員等）による安全管理の徹底
 - ③ 外国人労働者の適正配置、作業中の指導及び作業確認の強化
 - ④ 化学物質リスクアセスメントの徹底
- (4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成
 - ① 残業時間抑制（4週8休）による心身の健康確保
 - ② 「健康経営宣言」に基づく快適な職場環境への環境整備（分煙・女性用トイレの設置等）
 - ③ 高齢作業員の適正配置と作業内容の確認
 - ④ 法令違反の防止（法令順守の指導・「万が一の場合」の報告の徹底）

《年間スローガン》

安全：危険は 慣れと 油断と 気のゆるみ 抜くな点検！ 省くな手順！

環境：分ける知識と ひと手間で 資源増やして ごみ削減
ゼロエミ目指して 次世代へ

5月) 車両系建設機械災害の防止

(車両系荷役運搬機械、高所作業車を含む)

- ①車両系建設機械による作業は、作業場所の地形、地質、埋設物等の状態を調査しその結果によって機械の種類、能力、運行経路、作業の方法等を盛り込んだ作業計画（車両系建設機械作業計画書、移動式クレーン、コンクリートポンプ車、高所作業車作業計画書）を行う。
※車両系建設機械の分類については、「安全法令ダイジェスト」のP 6 1を参照
- ②移動式クレーン作業は、つり荷重を定格荷重の85%以内として作業計画を立てる。
また、作業開始前点検は確実に実施し、作業開始前に過負荷防止装置解除キーを事務所で管理する。
- ③機体重量3トン以上の車両系建設機械（締固め用機械は除く）は、技能講習修了者等の資格者に3トン未満の車両系建設機械は、特別教育修了者等に運転させる。
- ④作業場所は、運行経路を含めて関係者以外の立入禁止措置を講じる。やむを得ず作業員を立入らせる場合は、誘導者を配置する。
- ⑤誘導者を配置するときは、一定の合図を定め、誘導者に合図を行わせる。
- ⑥点検表により、作業開始前点検・月例自主検査及び特定自主検査（1年に1回）を実施し、自主検査結果と整備状況を記録する。また、当社は協力会社の点検状況を確認する。
- ⑦車両系建設機械は、特定自主検査済で検査票証が貼りつけてあるものを使用する。
- ⑧車両系建設機械のブーム・アーム及びダンプトラックの荷台を上げ、その下で修理点検等の作業を行うときは、不意に降下することによる危険の防止のため、安全支柱及び安全ブロック等を使用する。
- ⑨転落の恐れのある路肩での運転は、誘導者を配置してその者の誘導により運転させる。また、軟弱地盤・凍結した地盤等での作業にあたっては、スリップ・転倒防止のため、地盤の整備を行い敷板等を利用する他チェーンの使用又は徐行をさせる。
- ⑩岩石の落下等の恐れのある場所では堅固なヘッドガードを備える。
- ⑪車両系建設機械をトレーラー等に積み込む作業は、平坦で堅固な場所で行うとともに、道板の掛け渡し角度は15度以下にし、滑り等による事故を防止する他、移送中に荷台から落下しないようワイヤーロープ・チェーン等で荷台に固定させる。
- ⑫機械の構造上定められている能力及び安定度を超えて作業をさせない。

- ⑬バックホウによる用途外使用は、作業の性質上やむを得ない場合でかつ、専用の吊り具を取り付けたものでバケットの容量×1.8以下かつ、1トン未満の重量でなければ主たる用途以外の作業に使用してはならない。
- ⑭車両系建設機械でアウトリガーを有するものは、作業開始にあたり、その張り出し状況・敷き板の設置及び接地状況を確認する。
- ⑮車両系建設機械でブーム・アウトリガーを有するもので、道路を自走するものは走行前にその格納状況を確認する。また、作業所から公道に出る場合は、必ず誘導員を配置し、ブームによる架空線及び一般車両との接触事故の発生のないよう注意する。
- ⑯高所作業車の作業床上では垂直昇降式であっても二丁掛け墜落制止用器具（フルハーネス型）を使用する。
- ⑰高所作業車の走行時は作業台を下降させて移動させる。（改造使用の禁止）
また、悪路（凸凹、軟弱、傾斜地等）の移動時は誘導員を配置する。
- ⑱作業の指揮命令系統は、作業前に確認しておく。